当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」に十八・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、後期様式1中「②公務員に係る小学校修了前所得制限該当者数の見込み」に十二・八を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに子ども手当支給状況報告書（公務員分）における別紙様式3第2表⑵中区分「小学校修了後中学校修了前」における支給対象となる子どもの数の計に十二・〇を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数（以下「平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数（公務員）の合計数」という。）と平成二十三年度後期子ども手当推計調査における「様式2　子ども手当の新規対象者数の見込み（被用者・非被用者）」（以下「後期様式2」という。）中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年二月末推計）」の「特例給付」の管内市町村の計に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、後期様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み」の「被用者」の管内市町村の計に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、後期様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第1子」と「第2子」の合計の管内市町村の計に二・〇を乗じて得た数、後期様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第3子以降」の管内市町村の計に四・〇を乗じて得た数、後期様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第1子」及び「第2子」の合計の管内市町村の計に二・〇を乗じて得た数並びに後期様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第3子以降」の管内市町村の計に四・〇を乗じて得た数の合計数とを合算した数とする。

8　法第三条第七項第六号の総務省令で定める平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数は、各市町村分の平成二十三年度後期子ども手当負担対象の子どもの数（公務員）の合計数と平成二十三年度後期子ども手当推計調査における後期様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付支給対象児童推計数（平成二十三年二月末推計）」の「特例給付」に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、後期様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」の「被用者」に一・二を乗じて得た数（小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、後期様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（被用者）」における「第1子」及び「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数、後期様式2中「④被用者・非被用者に係る児童手当・特例給付所得制限該当者数の見込み」における「所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第1子」及び「第2子」の合計に二・〇を乗じて得た数並びに後期様式2中「⑤被用者・非被用者に係る小学校修了前特例給付所得制限該当者数の見込み（非被用者）」における「第3子以降」に四・〇を乗じて得た数の合計数とを合算した数とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度分の地方特例交付金から適用する。

○総務省令第百四十三号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の規定に基づき、普通交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月二十六日

総務大臣　川端　達夫

普通交付税に関する省令の一部を改正する省令

普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項の表都道府県の項第五号1を次のように改める。

五　社会福祉費	人口	1　密度補正に用いる密度は、次の算式ア、算式イ⑴、算式イ⑵、算式イ⑶、算式イ⑷、算式イ⑸、算式ウ及び算式エにより算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。 算式ア $\frac{\alpha \times B \times 11.080}{A}$ 算式アの符号 A　測定単位の数値 B　私立保育所入所人員（指定都市及び中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市及び中核市の区域に係る児童数を除く。）とへき地保育所入所児童数（指定都市及び中核市を包括する都道府県にあつては、指定都市及び中核市の区域に係る児童数を除く。）との合計数 α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） 算式 $\frac{(a-b) \times 12 \times 0.25}{c} \times \frac{1}{124.575}$ $(a-b) \times 12 \times 0.25$ に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 c 算式の符号 a　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所支弁額 b　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所徴収額 c　指定都市及び中核市の区域以外の区域に係る前年度私立保育所入所人員 算式イ⑴ $\frac{B \times 0.912}{A}$ 算式イ⑴の符号 A　測定単位の数値 B　修正後子ども数（従来分） 算式イ⑵ $\frac{B \times 0.556}{A}$	